

平成 29 年 9 月
国立情報学研究所
学術コンテンツ課

SPARC Japan の今後の活動方針について（案）

1. 第 5 期（平成 28～30 年度）の活動

第 5 期の基本方針（参考資料 2）に基づき、実施している。

最終年度である平成 30 年度の活動計画については、平成 29 年度の第 2 回の運営委員会で審議する。

2. 第 5 期後の活動

学術情報流通に関する最近の動向（資料 4-2）等を概観し、第 5 期後の基本方針について、平成 29～30 年度の運営委員会で審議する。

なお、SPARC US と SPARC Japan の MOU は 3 年毎に取り交わしており、現在の MOU の期限は平成 31 年 2 月である。更新の前に、新しい MOU を準備することになるが、それは第 5 期後の基本方針に基づいていることが望ましい。

（参考）第 6 期を実施する場合の運営委員会での審議スケジュール

	第 5 期のまとめ	第 6 期の方針
平成 29 年度第 1 回 (9/26)		頭出し ブレインストーミング
平成 29 年度第 2 回		方向性（そもそも第 6 期を実施するか、実施する場合第 5 期の継承か否か）
平成 30 年度第 1 or 2 回	素案審議	素案審議
平成 30 年度第 2 or 3 回	審議・承認（平成 31 年度第 1 回でも可）	審議・承認